

## 第2回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月2日(水)17時00分～18時55分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 令和5年度地域別最低賃金改定の目安について

(中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達)

(2) 鳥取県最低賃金の改定決定に係る関係労使の意見の申出について

(3) 鳥取県最低賃金の改正審議

(4) その他

5 資料目次

(1) 令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果(令和5年8月1日現在)

(2) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢(令和5年6月分)

(3) 都道府県・地域別有効求人倍率(受理地別・季節調整値)(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

机上配付資料

- 1．鳥取県最低賃金額の推移（平成30年から令和4年）
- 2．鳥取県最低賃金改正試算表（現行最低賃金に目安額を加えた値を中心に抜粋）
- 3．過去5年における公益見解に用いられた指標等

## 6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第2回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

それでは、本専門部会の成立について確認します。

本日は、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告します。

本日の専門部会は公開しており、6名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の皆様には、傍聴に当たりまして遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

報道各社の皆様に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

佐藤部会長 こんにちは。第2回鳥取県最低賃金専門部会を始めたいと思います。

まず、議事の1です。令和5年度の地域別最低賃金の改定について、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対する伝達ということで、地方最低賃金審議会委員宛てにビデオメッセージが届いていますので、まず、こちらを視聴します。

では、ビデオメッセージの放映をお願いします。

〔ビデオメッセージ放映〕（令和5年7月28日令和5年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ）

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に

直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない

企業も増えておりまして、二極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります、しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくこと

が必要であると考えました。その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会で提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとの御意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企

業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであり、地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

佐藤部会長 中央最低賃金審議会より、目安の位置付け、目安のポイント、発効日についての説明がありました。既に発表されている公益見解に沿ったお話だったかと思えます。いただいたビデオメッセージの内容等を理解した上で、金額審議を進めさせていただきますので、御協力をお願いします。

皆さんから何か、御覧になった感想とか、おっしゃりたいこととかあれば承りますが、いかがですか。

(なし)

佐藤部会長 では、先に進めさせていただきます。

議事の2、鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項に基づき、令和5年7月7日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、鳥取県地域労働組合の田村真弓様から

意見発表申込書が提出されています。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、関係労働者の方から本審議会に対しまして、意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づき、御意見を承りたいと思います。

市村賃金室長補佐 それでは、鳥取県地域労働組合の田村真弓様、意見の陳述をお願いします。

佐藤部会長 よろしく申し上げます。

田村意見陳述人 よろしく申し上げます。意見陳述をさせていただきます田村真弓といっています。今日は、私本人のことではなくて、私の知人のAさんに代わって意見陳述をさせていただきますたいと思っております。御本人からいろいろ聞いてまとめましたので読み上げます。

私は、鳥取市内の食品製造業で働いている47歳の女性です。夫と大学2年生、高校2年、小学6年生の3人の子供がいます。大学生の子供は県外の大学に通っていますが、仕送りは月3万円ほど、残りの生活費や家賃は、子供が自分でアルバイトをして稼いでくれています。奨学金も2種類借りています。これから進学を控えている高校生もいます。正直、生活はぎりぎり、ゆとりはありません。特に、最近の物価高で光熱費や食費の高騰は頭が痛いです。

今回、審議会で陳述ができることになり、私のような小さな会社で働くパート労働者にも賃上げになるよう、実態をお話しします。会社は、一応、株式会社になっていますが、経営者の家族3人とパート7人の小さな会社です。私は、今から6年前にこの会社でパートとして働くようになりました。最初は時給770円からのスタートでした。4年目まで毎年時給アップがありましたが、この2年間は860円で据え置かれたままです。現在の鳥取県の最低賃金が854円ですから、最低賃金上がるのと連動して私の時給も上がってきたなと思います。物価が今、ものすごく上がっている中で、今年の最低賃金の引上げは、私の時給に直結するので、大幅な値上げを期待しているところです。

私の会社では、パート全員が本来は加入しなければならない雇用保険に入っていません。以前、私が配達中に事故をしたことがありました。幸いけがはなかったのですが、もしけがをしていても、何の補償もありません。また、有給休暇も会社から勝手に指定され、自分の希望日に取ることはできません。20年以上パートで働いている人も、年間5日間しか有給はありません。最近、出産で休んでいる人もありますが、雇用保険に入っていない

ので、当然、育休制度もありません。みんな不満はありますが、労働組合もなく、パートの立場では待遇改善は言い出しにくいものです。

賃上げを要求しづらい要因の一つは、会社も経営が大変だろうなと思っているからです。特に、私が勤めている食品加工関係は、最近の食用油や光熱費の高騰で会社の経営が大変になっているのではないかとおもんばかってしまいます。賃上げして倒産してもらっては困ります。賃上げと同時に、地方の小さな会社もやっていける、そんな支援がないと、働く私たちも安心できません。最低賃金の引上げと中小企業支援をセットでお願いします。

最後に、重なりますが、私のようなパートで働いている人は、最低賃金審議会の結論に時給アップを委ねています。ぜひ大幅な時給アップをお願いします。私は、最低でも900円以上を望んでいます。以上です。

ありがとうございました。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、改めまして、意見陳述をありがとうございました。

貴重な御意見を述べていただきましたが、御意見について、何か御質問等ありましたらお願いします。

河村委員 意見陳述をありがとうございました。我々労働者側の委員としては、先ほど述べていただきました内容というのは、私どもとしても同感するところです。そういった御意見も踏まえながら、慎重に審議をさせていただきたいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。その他御意見よろしいですか。

(なし)

佐藤部会長 それでは、意見陳述の内容につきましては、今後の審議において参考にさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、かつ遅い時間にありがとうございました。

続きまして、書面による意見聴取の実施結果について、事務局から御報告をお願いします。

市村賃金室長補佐 第538回鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました、書面による意見聴取の実施結果につきまして第2回鳥取県最低賃金専門部会資料の1ページから説明します。

資料1の令和5年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果を御覧ください。8月1日現在で取りまとめているのですが、回収率は、使用者が77.4%、労働者が7



1.8%となっています。

3～4ページに利用者からの回答結果のまとめを、5～6ページに労働者からの回答結果をまとめています。7～10ページまでが、改正の必要性に係る使用者と労働者の比較表です。

なお、これらの基になった意見そのものの詳細は、委員限り資料で提出させていただきました。資料1が使用者の意見、資料2が労働者の意見となっておりますが、この資料を委員限りとさせていただきますのは、意見内容にはプライバシーにかかわるものが含まれていることからの配慮です。以上、意見聴取結果についての御報告でした。

佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今説明を頂きましたが、資料の確認をしていただきまして、何か意見、御質問等がありましたらお願いします。

片山賃金室長 1点補足させていただきます。お手元にお配りしています公開資料の6ページ、タクシー運転手の回答の部分がございます。6名ということで数字を記載しておりますが、比較表を見ていただきますと、7人から回答をいただいております。その内1名は運転手ではなく配車係の方の回答でした。6ページの集計はタクシー運転手の回答のみということで、6名で集計させていただきます。よろしくをお願いします。

佐藤部会長 ありがとうございます。御覧いただけましたか。何かありましたらお願いします。

(なし)

佐藤部会長 それでは、引き続き御覧いただきながら、先に進めます。

議事の3、鳥取県最低賃金改正審議に入りたいと思います。先回と同様、労働者側代表の河村委員と、使用者側代表の西本委員と私との3名で、本日の審議進行に係る協議を行いたいと思います。

10分ほど休会したいと思います。事務局は会場の準備をお願いします。

〔三者協議〕

佐藤部会長 大変お待たせしました。それでは、金額審議を開始したいと思います。

前回の審議終了後に、私から事務局に金額審議の参考となる資料の作成を指示させていただきます。本日、お手元に机上配付資料及び委員限り資料を配付していますので、事務局から資料説明をお願いします。

〔資料説明〕

佐藤部会長 ありがとうございます。ただ今説明を頂きましたが、何か質問等ありましたらお願いします。特にありませんか。

それでは、私の方からお願いをします。机上配付資料の3ページですが、前回、労働者側から金額を1,000円で御提示いただいていますので、1,000円までの一覧表を改めて提出していただきたいと思います。

河村委員 1,000円から超えるときの率の変化も見たいので、1,003円ぐらいまでお願いします。

片山賃金室長 下は883円からでよろしいですか。

河村委員 元のデータはありますのでこれでいいです。

片山賃金室長 分かりました。では、次回提出します。

佐藤部会長 では、この表にプラス100円分ぐらいをお願いしたいと思います。

では、金額審議に入りたいと思います。

労働者側、使用者側それぞれの御意見を頂きたいと思いますが、協議が必要だと伺っておりますので、労働者側、使用者側、分かれて御協議いただきます。お時間はどれぐらい必要ですか。

河村委員 10分をお願いします。

佐藤部会長 事務局は協議の場所の準備をお願いします。では、10分間休会します。

〔各側協議〕

佐藤部会長 では、皆様お戻りのようなので、専門部会を再開します。

では、それぞれ主張をお願いしますが、まず、労働者側からお願いします。

河村委員 委員限りということで、お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、それに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

まず、最低賃金法についてですが、前回の第539回鳥取地方最低賃金審議会の中で、使用者側委員の米原委員から、賃金決定の3要素の、労働者の生計費、賃金、通常事業の支払能力、これをベースにした審議を行ってほしいとの御要望がありました。それはもっともなのですが、その前提となる話を少しさせていただきたいと思います。

まず、最低賃金法第1条で目的がございます。最低賃金決定要覧の159ページに記載されている、最低賃金法の一部を改正する法律の施行についてとあります。そこに、最低賃金制度の目的は、第一義的には、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることである。その上で、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び

事業の公正な競争の確保に資するというようなことがまずもって目的として書かれています。最低賃金法の第9条に、賃金決定の3要素である労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という記載があります。そういったところからすれば、例えば、通常の事業の支払能力が低いから、労働者の生活の安定、労働力の質的向上を図らなくてもいいのかという話ではないということを確認をしておきたいと思います。

それと、通常の事業の支払能力ですが、この部分を、平成19年11月6日、福島瑞穂参議院議員からの質問主意書に対する、その当時、福田内閣だったかと思いますが、答弁書がございます。そこには、通常の事業の賃金支払能力とは、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力をいうということで、先ほど中央最低賃金審議会からのビデオメッセージにもございましたが、こういったことであるということを確認させていただきたいと思います。

その上で、3要素に沿って少し分析をしてみました。まず、1、労働者の生計費です。消費者物価指数、こちらは第539回の審議会資料の75ページ、資料ナンバー9の表を少し期間的に分析して、2021年の10月から2022年の6月までと、2022年の10月から2023年の6月ということで比較をしています。そこで見ますと、その差が4.27%になっているということ、それに加えて、同じく第539回の審議会の当日配布資料で、中央最低賃金審議会の答申の資料の5ページに、電気・ガス価格激変緩和対策事業により、総合で1%程度押し下げられていることも考慮する必要があるという記載がありますので、その分のプラス1%を見て、トータル的に5.27%、物価上昇としては5.27%で見るべきであろうと考えております。

続きまして、裏面の2、労働者の賃金です。まず、現行の854円、これを月額換算しています。その月額換算するときの1か月当たりの労働時間は、これは毎月勤労統計調査の鳥取県の令和5年4月分を見ると168.4時間ということですから、それで換算をすると、月額14万3,814円という計算になります。なぜ月額換算したかといいますと、その下の3番目、生活保護費の試算、これが月額だからです。鳥取市で計算をしますと、1人世帯、20歳から40歳、自動計算サイトがあるのですが、そちらで計算をした金額ですと、10万3,460円になります。倉吉市、米子市、境港市は記載のとおりです。その中で一番高い鳥取市と比較をしたときに、2項に書いてありますが、可処分所得、先ほどの854円の月額換算を可処分所得に置き直すと、その0.816、これを中央最

低賃金審議会の資料で、0.816という率が掛けられていましたので、それを用いますと11万7,352円ということになります。見た目上、この2項に書いてある11万7,352円と鳥取市の生活保護費の10万3,460円というのは、差が1万ちょっとあるようには見えますけども、当然、生活保護費の場合は、医療費等はかからない、いろいろ免除をされるという部分もありますので、それらプラス、当然働いて得られる給料というようなところも考えれば、低い水準であると言わざるを得ないと思います。

4項には標準生計費を載せております。ただ、こちらは、標準生計費が9万3,300円、これを月額換算しますと、1プラス0.364を掛けて、12万7,270円ということになるわけですが、そもそもここが、生活保護費のところと比較をしたときに、9万3,300円が下回っているということからすると、この標準生計費のところが本当に正しい数字なのかというのは少し疑問に思うところではあります。

我々としては、この5項の連合リビングウェイジ2022の1,020円を求めていきたいと考えておりますが、それでいきますと月額17万1,768円ということになります。ちなみに、自動車保有の場合は定かではありませんが1,370円だったかと思えます。そういった金額になります。

次に、春闘結果ということで記載をしております。連合鳥取が3.23%の賃上げということになっております。連合、経団連の数字は、資料に記載をされていたものを載せています。

参考ということで記載をしておりますが、連合の有期短時間契約等労働者の時給賃上げ率が概算ということで載っておりました。これも第539回の審議会資料の当日配付資料P3の中央最低賃金審議会の資料によりますと、5.01%という記載がございました。併せて、今回、鳥取の各種商品小売業の企業内最低賃金額の最低額ですが、これも前回の539回の審議会資料87ページに、2023年が905円ということで、これは今年の資料になりますけども、2022年が830円でしたので、アップからすると75円のアップ、率にすると9%のアップということになっています。労働者の賃金としてはそういった状況であったということです。

次に、3、通常の事業の支払能力のところです。この部分は第538回の審議会資料の55ページ、57ページ、75ページあたりに鳥取県内の経済情勢について記載があります。55ページを見ますと、企業収益は、令和4年度は増収見込みという記載です。57ページの資料ナンバー13の、業界の景気判断、これでは、なお厳しさは残るものの、緩

やかな持ち直しの動きが見られるという記載です。75ページの資料ナンバー14、法人企業景気予測調査結果によりますと、77ページに景況判断BSIということで、緩やかではあるが改善傾向が見られている状況にあります。

ただ、これらを基に通常の事業の支払能力を判断するのは正直難しいと思っております。少し視点を変えて、資料に記載をしている人材確保における各種水準ということで見ていきたいと思いました。当然、通常の事業を続けていくということであれば、必要な人材を確保して事業を回していくということになるわけですから、現在募集をしている賃金、それが企業として支払いできる賃金だと言えるのではないかと考えています。高卒の初任給、これは低い額を採用していますので、鳥取県を見ると、高卒女性、企業規模が10人以上では、16万6,500円という資料になってきます。

その他、4項、5項のところですが、これは、第538回の審議会の机上配付資料ですが、そちらにパートタイム労働者の1求人当たりの募集平均賃金、募集賃金の平均額ですが1,006円という記載がありました。それを換算しますと16万9,411円。同じくパートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金下限額、これを見ますと961円ということでした。換算しますと16万1,833円ということになってきます。

それと、です。鳥取県内のハローワークにおける基本給下限額別求人件数というものです。これは第539回の審議会資料の64ページを見ていただくと、金額が低いところから高いところで表になっています。それに合わせて対象の人数が記載されていますが、それを、あえてボリュームゾーンを見るためにパレート図に置き換えて分析をさせてもらっています。そうしますと、900円から909円、ここが一番のボリュームゾーンということになります。その次が1,040円以上、これが2番目のボリュームゾーンです。その次が1,000円から1,009円、ここがボリュームゾーンになっていまして、その上位3つを足しますと全体の49.9%ということで、ほぼ50%を占めてくるということになります。そういったところからしても、1,000円以上というところは妥当な金額ではないかと思っています。

前回の第1回の専門部会では、少し勢いに任せた形で1,000円を提示させていただきましたが、今回は少し根拠を交えながら、改めて1,000円を提示させていただきたいと思っております。ですので、146円の引上げということで提示をさせていただきたいと思っております。

その他、少し補足がございますので、労働者側委員から発言させていただきます。

北畑委員 賃上げ結果に基づいた補足をさせていただきたいと思います。先ほど河村委員から、労働者の賃金ということで、提出している資料の2のところについて触れています。この結果、連合鳥取の集約結果ですが、これは6月30日時点の結果で、加重平均で引上げ額が7,928円、率にして3.23%でした。昨年の同時期では4,358円で1.92%という数字でしたので、昨年からは1.8%のアップ、30年ぶりの高水準になったという結果です。

今春闘における特徴については、物価上昇に対応した賃金引上げの高さ、また、鳥取県下の未組織労働者に対する広がり、そして、単年度に終わらせないという持続性、こういったものが主なポイントになっています。とりわけ今年度の賃上げ交渉については、食品、エネルギーなどの物価上昇に対応した生活防衛の視点と、また、人材確保、こういったものの結果だと認識をしています。

先ほど第539回審議会資料の消費者物価指数の推移の、労働者の生計費のところ、期間の消費者物価の推移を見ていただきましたが、生活防衛の視点では、現在の鳥取県における労働組合員の組織率は、令和4年の労働組合基礎調査結果から、14.2%です。先ほど意見陳述の中でもありましたとおり、労働組合がない組織については、なかなかその改善を言い出しにくいというような御意見を頂きました。最低賃金近傍で働く人たちの多くは労働組合が組織化されていない職場ということもありまして、その労使交渉の機会はなく、この物価上昇分に対する生活費の補填、こういったものが求められると感じています。よって、最低賃金近傍で働く方々の生活に直結する物価上昇分に見合った額の引上げ、こういったものが必要だと考えるわけです。

また、前回の審議会にて特定最低賃金における各種商品小売業の労働協約上の最低賃金額を示させていただきました。こちら先ほど見ていただいた資料の各種商品小売業の最低額のところです。今年度については905円ということで、昨年の830円から75円のアップとなっています。この各種商品小売業の基幹的労働者の範囲につきましては、また後での特定最低賃金の審議でお願いしたいところですが、ここに示す額と引上げ率については、鳥取県下で働く労働者全体の人材確保や生活補填の視点から、こういったものも一つの目安になると十分に考えられると思います。

そして、鳥取県内の経済情勢、先ほど河村委員からも申し上げておりますとおり、財務省中国財務局によっては、県内経済は一部弱さが見られるものの、持ち直しが見られるということで、このコロナの5類移行や各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくこと

が期待されるというふうを示されております。総じて経済動向は良好な方向だということと言えるのではないのでしょうか。

そして、最後に、先ほど資料でいただきました鳥取県最低賃金の改正に関わる書面による意見聴取結果、使用者のところの間8、鳥取県最低賃金の改定についてどう思われますかという設問がございます。ここで、使用者の方からも改定すべきという回答をされた方がおよそ5割に上っています。改定すべきと答えた使用者が適当と回答した金額、こちらが900円並びに1,000円、こういったところがやはり多くの回答を集めたという結果になっています。そういった意味では、私たちの示す1,000円というものについては、妥当な金額だという認識をしています。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。

寺田委員 労働者側から提出した資料の3の通常の事業の支払能力というところでお話をさせていただきたいと思います。先ほど河村委員からもありましたように、正常な経営をしていくためには、やはり人材確保が大事だと思います。私は、JR通勤していますが、先日、その通勤中に、女子高生2人の話が何となく耳に入ってきました。卒業したら県外に出るという話、大体あるよなと思いながら聞いていましたが、その理由が、鳥取は駄目よ、最低賃金が低過ぎると言われて、高校生が最低賃金で次を見るという、すごいと思いながらそこは聞いていたのですが、鳥取県から若い力、すごく大事な力がそうやって外に出てしまうということが、非常に何か、この最低賃金を決める場に私がいて、大変申し訳ないと思いながら聞かせていただきました。やはり、地域間格差を理由に引き上げるべきではないというふうはこの前お話があったと思いますが、やはり、でも、そこは、地域間格差ということは、論点としては必ず重要なポイントになるのではないかと思いますので、十分そこも協議の中では見ていただいて、進めていきたいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、引き続きまして、使用者側、お願いします。

西本委員 毎年行っていますが、今年の2月9日の連合鳥取との春闘の意見交換会の中での発言を引用すれば、今年の労使の共通の課題というのは、この物価高に対していかに賃上げするかという、画期的なものでした。それから、経団連の方も、企業の社会的責務として賃金引上げの、勢いの維持、強化をすべきだとしています。それは、ラストチャンスといいますが、30年間、物価も上がらないし、賃金もほとんど上がっていないのですが、居心地のいい時代だったというようなことを書いている本もありましたが、労使ともに、そこから脱却して、マイルドな物価上昇、それを上回る賃上げというような形をつく

っていかないといけないということだと思います。

その中には、また引用になるのですが、ある意味少し上向きつつあるこの状況をいかに長く継続して、人手不足感を維持して、そうすると、もうおのずと労働市場は賃上げしなければ人が集まらないということだと思いますので、そういう環境をつくっていかねばならないし、それに対して経営者もきっちりとついていかねばならないと思っております。そういう方向感で、あくまでも物価というものをキーワードに検討していきたいと思っています。

もう一つは、雲伯地方というのが、出雲、伯耆の国。これは、中海、それから宍道湖、それから大山圏域というのが、昔からあるのですが、最低賃金額は島根県と3円違うのです。3円違うから人の移動があるとは思わないのですが、今ここを止めないと、4円、5円、6円とどんどん際限なく差が広がっていただけだと思うので、そこは意識しなければいけないと思っています。少なくとも島根県東部と鳥取県の西部とで60万人の人口がいますから、そういうところも注意して審議しなければならないと思います。

昨年は賃金改定状況調査結果の第4表を使いました。今年の第4表を見ると最大でも2.7%です。2.7%ということは、物価上昇、消費者物価指数は鳥取市が総合で前年比3.5%ですから、それを下回るので、今年は使えないのです。昨年のように計算式がつかないということは、この最低賃金の考え方そのものがもう時代に合わなくなってきつつあるのかと思っているので、また同じことになりましたが、消費者物価指数をベースに考えていきたいと思っています。

それと、北畑委員が先ほど労働組織率がかなり低いと言われました。これは私も思っています、いろいろなトラブルというのが、会社の中でクローズせずに外に飛び出してくるのですけれども、そのほとんどが当協会の会員以外、それから、労働組合が組織されていない事業所で起こっていると感じています。ですから、労働組合にきちっと入っていただく、組織を強化するというのは、使用者サイドも緊張感が維持できるし、それは最近とみに感じているところです。

それから、最後に価格転嫁についてですが、これはなかなか進まないのです。経団連はエクセレントカンパニー含めて1,500社の会員がありますが、昨年の10月の段階でパートナーシップ構築宣言を登録しているのは400社です。まだパートナーシップ構築宣言を宣言していない企業が多い状態である。鳥取県の場合、2次、3次、4次と下請企業になるのですが、ここに対しても粘り強く行っています。企業物価はもうピークアウトして



いるのですが、ピークアウトしたからというので手を緩めていくと、また元の木阿弥なので、きちっと価格転嫁されて、賃上げの原資を獲得できるというような流れをつくっていかねばいけないと思っています。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側、その他の委員はいかがですか。

花原委員 個人的な意見ですが、この将来的な賃上げ、最低賃金の引上げについて、毎年同じようなことをしているので、例えば、将来、5年後、10年後にインフレ率がこれだけになれば、最低賃金がこう上がっていきますというような、中央としての、政府としての見解というのは、やはり必要だと思います。人手不足があれば、当然最低賃金は上がっていくのはよく分かりますが、政府として、インフレターゲットの2%を一応目標としているので、2%だったら最低賃金は仮に3%上がっていきますよというようなやり方を、政府として、それから中央最低賃金審議会として、地方審議会に対して、そういう考え方を示すことができれば、経営者としても、来年はインフレがこれだけになるので、最低賃金はこれだけ上がっていくというような、一つの気持ちは持てるのではないかと考えています。上げるのであれば、いろいろな合理化をやらなければならない、人手不足になれば賃金を上げていかないと人は集まらないというような経営者的な気持ちもやはりある程度インプットしながら、最低賃金も考えていくべきだとは思っています。

それと、少し反対意見ですが、河村委員から146円上げて1,000円という意見が出ましたが、奇想天外な数字で、納得しかねる部分もかなりありますが、気持的にはよく分かります。今1,000円を超えているのは3県ぐらいしかありませんので、それは最終的には河村委員の意図としては全国統一の単価を求めているというような意見ではないかと思っています。

北村委員 先ほど寺田委員が言われた高校生のお話ですが、確かにそういう子もいると思います。ただ、商工会として地元の岩美高の存続も含めた活動の中で、高校生と一緒にコミュニケーションを図りながら、また、5月には会社説明会も開催したりして、実際に活動していますが、先ほど言われたように、給料が安いからだけではないと感じています。

寺田委員 それはあると思います。

北村委員 それと、知り合いの経営者が言っていましたが、1,000円以上で求人を出しても、やはり労働者は来ないので、何とか外国人を入れたいという話がありました。それで、特定活動として入国できるので、そういう形でトライしたところ、半年はかかるということで、今年度は無理なので、来年度向かうことにしたという話でした。だから、

基本的に、単価が高いからといって労働者が集まるということもイコールではないと思います。

それと、今、事業承継について全国的に、特に鳥取県も県を挙げて取り組んでいるところです。高齢者世代の事業者が多いので、事業を承継させたいけれども、なかなか事業継承が進まないという環境の中で、これが大幅な賃上げになったときに、果たして、何とか頑張っている事業所、事業主がより廃業の方向に進むのではないかとということも懸念しております。実際に我々商工会の中でも、法人も含めて廃業する件数は増えています。結局は、新たに開業する事業者、UターンやIターンの方も増えてきて、会員数は増えていますが、事業所の規模的にはかなり小さくなっています。そういう現状も把握してもらいたいと思うところです。

佐藤部会長 ありがとうございます。公益委員の方は何か御意見ありますか。

(なし)

佐藤部会長 それでは、本日のところは、労働者側委員から引き続き1,000円ということで、使用者側委員はまた次回以降金額提示ということです。

西本委員 はい、お願いします。

佐藤部会長 また次回金額を提示していただいて、歩み寄りに向けて審議をしていきたいと思います。

本日の審議は以上ですが、その他、何か事務局からありますか。

片山賃金室長 先ほど御依頼のありました試算表についてですが、1,003円まで1円刻みですと、かなり膨大な量になってしまいますが、いかがいたしましょうか。

佐藤部会長 1,000円近傍でお願いします。

片山賃金室長 1,000円近くのところを抜粋して作成するというような形によろしいですか。

河村委員 できればどの辺りから影響率がぐっと変化するのかというのが見たいので、1,000円近傍だけというわけではなくて、例えば、そのピッチを2円ごとに変えてもらうことはできますか。

片山賃金室長 自動計算で作成している関係で、そのピッチの変更ができませんので、全部出させていただきます。

河村委員 お願いします。

片山賃金室長 了解いたしました。そうしますと、そこは確認させていただきましたの

で、善処します。

次回の専門部会のことについて御説明します。次回、8月4日金曜日13時半から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、今日は長時間ありがとうございました。これにて閉会します。